

子どもと SNS

大石 菜月 本永 光 吉国 麻耶
吉原 ゆな 住吉 智江

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

情報社会が広まって、携帯一つで何事も調べることができ、便利な世の中へと変化してる。このような情報社会の中で生まれてくる子ども達に対して、子どもに携帯を持たせるべきか、持たせる時期はいつ頃か、等、多くの保護者は悩んでいる。しかし、情報社会だからこそ子どもの頃から正しい利用スキルを身につけることが望ましいことではないだろうか。そこで、この研究では SNS トラブルや情報関係について考察していくと共に、SNS の子どもへの影響について考えていくことにする。

1章 SNS

この章では SNS やスマートフォンの広がりについて調べると共に、小学生・中学生の携帯端末所持状況について考察していくことにする。

1.1節 SNS の広がり

LINE はスマホの普及とともに登場した新しいコミュニケーションツールであり、主に友人や家族などの親しい相手との気軽な会話に使われることが多い。また、メッセージが来たことを知らせる通知が音とアイコンで知らされる為、リアルタイムに近いテンポで会話が進むことが若者に受け入れられている。一方、メールは携帯電話会社などが提供するキャリアメールやパソコンで利用できる e メールなどの複数の種類があり、会社の同僚や上司と部下等、一定の距離を保ちたい相手との硬い文章のやり取りに使われることが多い。メールは一通一通丁寧に送ることが多く、手紙のようにゆっくりとしたペースでやり取りがなされることが LINE を始めたとした SNS との違いである。

LINE が流行ったのは無料で通話することできるようになったことが理由とされている。通常、固定電話やスマートフォンで通話をする際には電話回線を利用するため利用時間やエリアに応じて料金がかかるシステムとなっている。LINE 通話の場合にはインターネット回線を使っているため、通話料がかからないシステムとなっている。すなわち、スマートフォンがお手軽な料金で利用できるようになり、人々がスマートフォンを手に入れやすくなったことから SNS が普及したと考えられる。

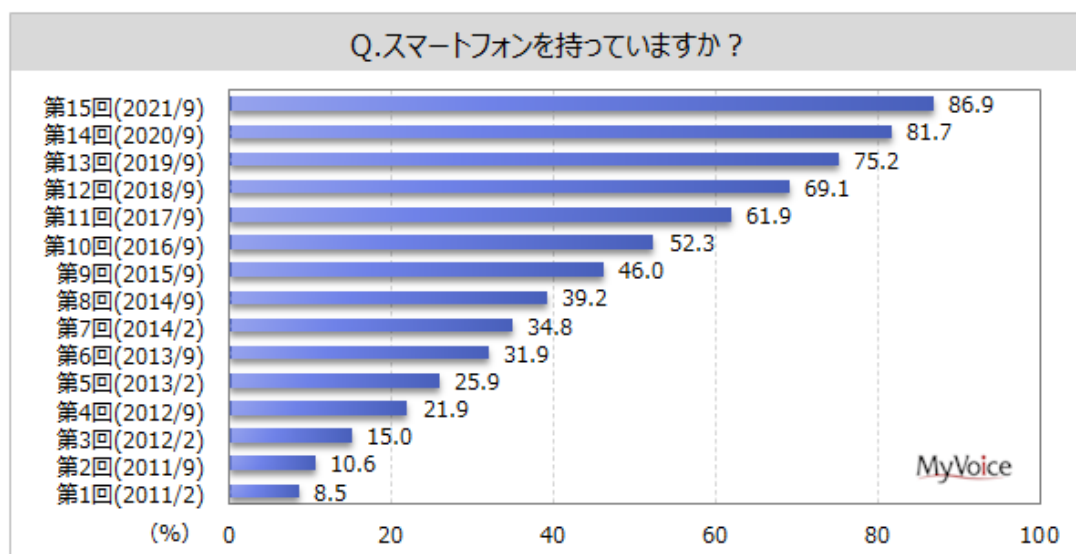
表1. 各国主要携帯電話事業者のスマートフォン料金プラン平均
(データ容量2GB/5GB/20GB/無制限)



(ケータイ Watch[13]より引用)

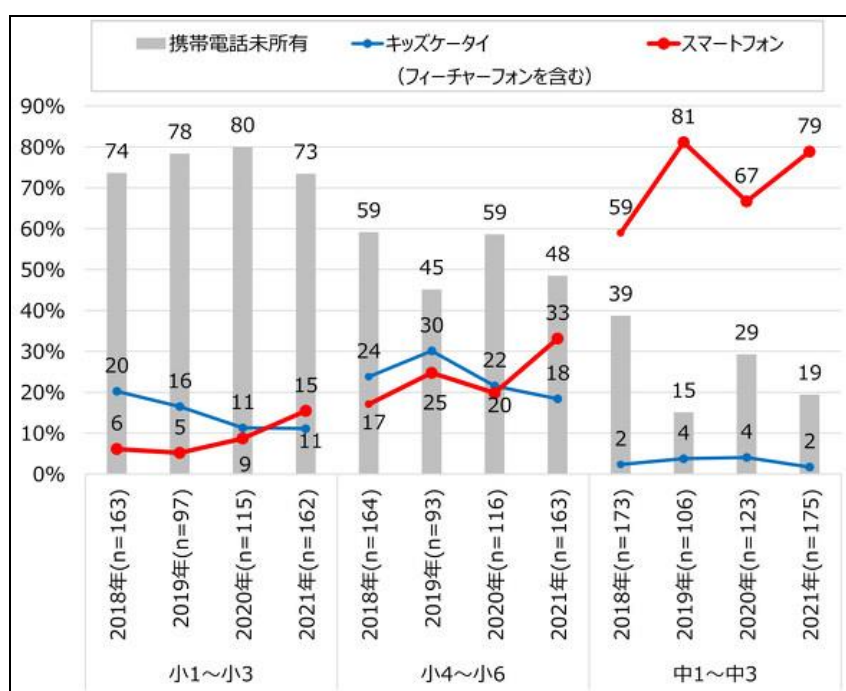
1.2節 スマートフォンの広がり

現代の生活において必要必需品となっているスマートフォンの保有率は年々増加傾向であり、昨年度の調査においては 86.9%となっている。また、この保有率の中の 10、20 代の所有率は 9 割という高い数字であり、若年層においてスマートフォンは欠かせないものとなっている。更に、小学生の保有率を詳しく見ていくと、2021 年では子ども向けのフィーチャーフォンを含むキッズケータイよりもスマートフォン所有率が上回っている。小学生からスマートフォンを持たせている保護者に持たせている理由を聞くと緊急時の連絡に次いで習い事などによる理由が多くみられた。

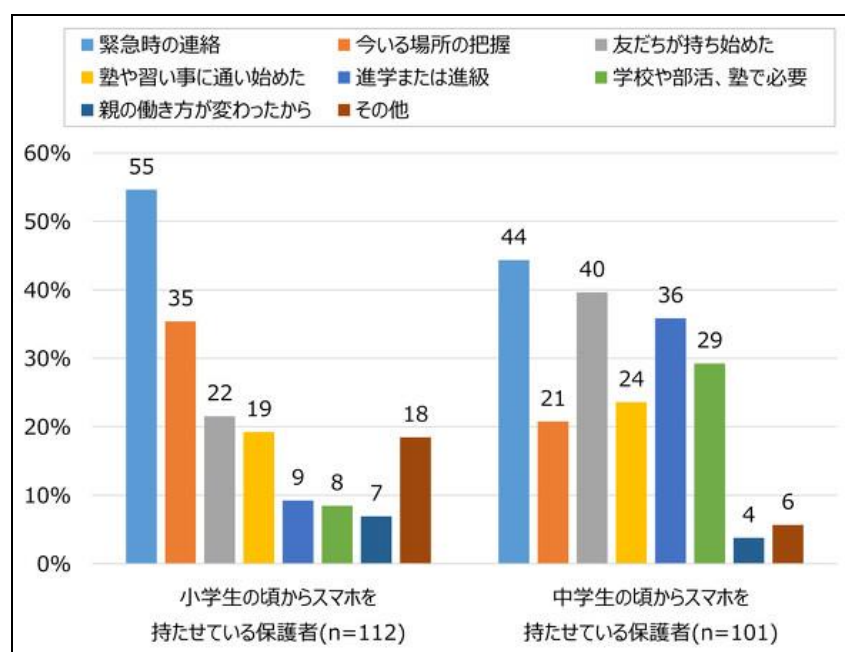


スマートフォンの所有状況

(PR TIMES[16]より引用)



小中学生携帯電話所有状況 経年変化



子どもにスマホを持たせる理由

(IT Media[15]より引用)

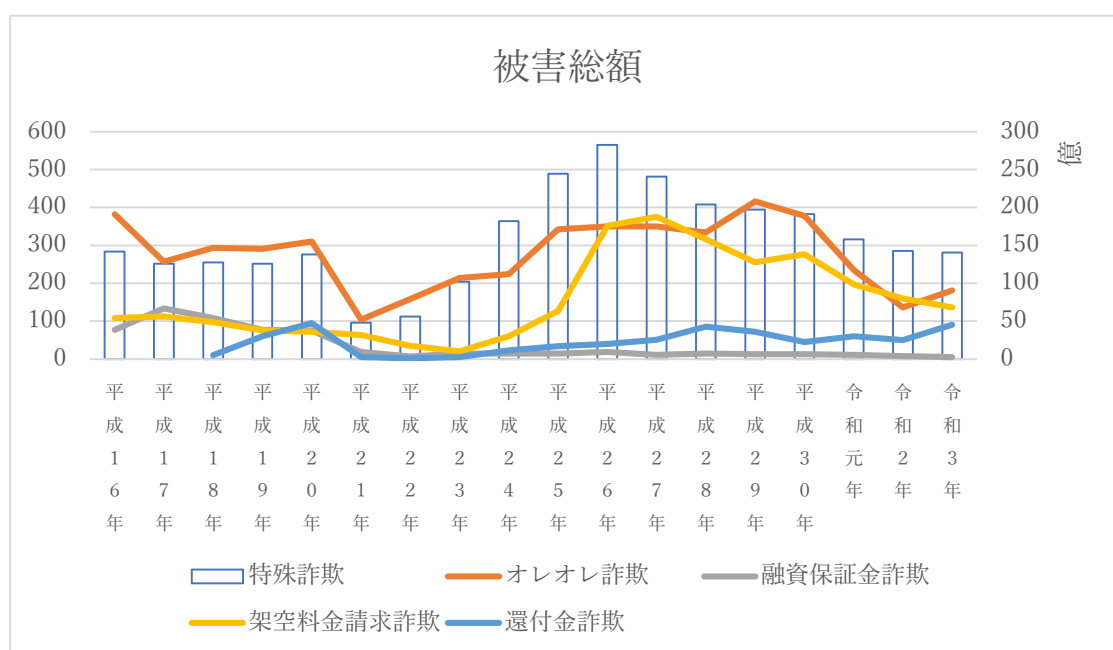
年齢の早い段階でのスマートフォンの所持はインターネットが当たり前の現代にとってはとても重要であり、抵抗感ないうちからスマートフォンを持てることは良い影響も多くあると考えられる。しかし、当たり前にスマートフォンを持っている事は気軽に誰とでも繋がれる状況でもあり、大人の管理が行き届かない面も多く出てくる等、想定外のトラブルも生まれる懸念も忘れてはならないであろう。

2章 SNS のトラブル

この章では日本で起きている SNS 関連に関するトラブルやその被害額について考察すると共に、今年 7 月に法改正された侮辱罪について紹介していく。

2.1 節 SNS 関連のトラブル

消費者庁は 2013 年時点での悪質商法や誇大広告による被害額の推計値を公表しており、その支払われた被害額は約 5 兆 7 千億円になっている。これは当時の国内総生産（GDP）の約 1% に相当する額である。([1]) また、2018 年 6 月 28 日に発表された消費者庁「2017 年消費者被害・トラブル額の推計結果について」を見ると、広告規制に反する虚偽・誇大・詐欺広告による消費者被害の程度を伺うことができる。ここで言う「消費者被害・トラブル」の捉え方は回答者によって異なり、誤差を含む数字であることには注意すべきであるが、2017 年の被害額は約 4.9 兆円である。以下の表は、特殊詐欺の認知・検挙状況などについて示した表である。平成 20 年から 21 年にかけて急激に減少し、そこから徐々に増加していった。平成 30 年から再び減少したが令和 2 年から増加し、今後減ることはいないと考えられる。



特殊詐欺被害総額の推移

(警察庁/特殊詐欺対策ページ[2]より推計)

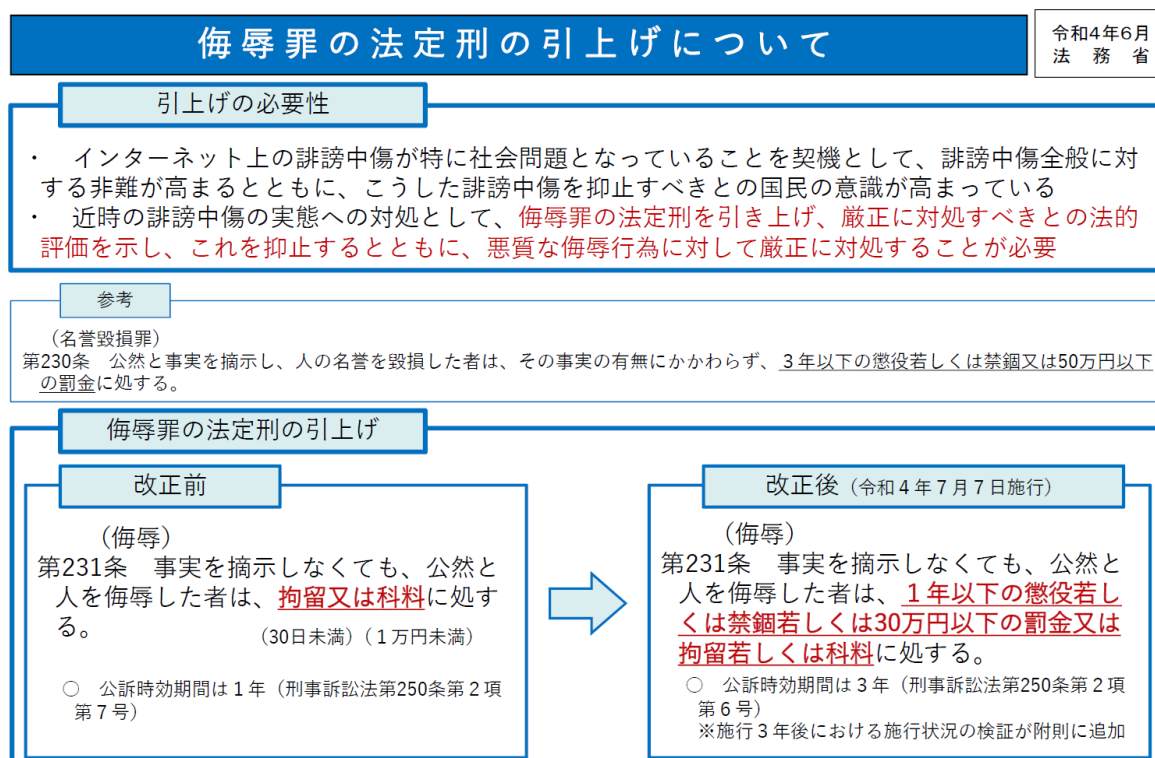
インターネット犯罪は近年増加傾向にある。平成 29 年には合計 13 万件を超えるサイバー犯罪に関わる相談があったことが分かっており、その内の誹謗中傷に関する相談は 11,749 件と、2013 年から依然として増え続けている。しかしながら、誹謗中傷（名誉棄損罪）による検挙件数は 2013 年 1,260 件、2014 年 1,206 件、2015 年 1,410 件、2016 年 1,430 件、2017 年 1,453 件と、僅か 10% 程度に留まっているのが現実である。

相談内容	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
詐欺・悪質商法	36,237 件	58,340 件	67,026 件	67,480 件	67,268 件
迷惑メール等	10,682 件	14,185 件	16,634 件	14,583 件	11,511 件
名誉毀損・誹謗中傷等	9,425 件	9,757 件	10,398 件	11,136 件	11,749 件
不正アクセス・ウイルス等	6,220 件	9,550 件	7,089 件	9,530 件	11,936 件
違法・有害情報	3,132 件	5,080 件	4,854 件	6,913 件	4,024 件
ネットオークション	5,950 件	6,545 件	6,274 件	5,440 件	5,771 件
その他	13,217 件	14,643 件	15,822 件	16,436 件	17,752 件

誹謗中傷相談件数の推移
(誹謗中傷相談室[11]より引用)

2.2 節 侮辱罪

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっており、誹謗中傷全般に対する非難が高まると共に、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの意識が高まっている。近頃の誹謗中傷の実態への対処として、侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの声から、これを抑止するとともに、法改正（2022 年 7 月 7 日施行）が行われた。



侮辱罪の法定刑の引上げについて
(法務省[12]より引用)

2.3 節 若者の消費者トラブル

インターネットや SNS など、相手の実際の顔が見えない情報があふれる中で、未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができるが、2022 年 4 月から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、社会経験の少ない若者が気軽に契約して、また、利用する過程で思わぬトラブルに巻き込まれている。

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20 歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。また、未成年者にはあまりみられなかった「エステティックサービス」「医療サービス」などの美容に関する相談や「内職・副業その他」、「ファンド型投資商品」等の儲け話に関するトラブルが多く寄せられてる。こうしたトラブルに成年になったばかりの 18 歳・19 歳も巻き込まれる恐れがあり、注意が必要である。このようなトラブルに対して消費者庁[3]は消費者ホットラインを開設して、トラブルに合った人々にアドバイスや解決策を提供する等、様々な取り組みを行い「誰もがアクセスしやすい相談窓口」として毎年多くの相談を受けている。

以下にインターネット調べた事例[4]を紹介する。

《例 1》 SNS で食事に誘われて行ってみると、「スキルアップになる」「将来役立つ」などとビジネスセミナーの受講を勧められ、高額な契約をさせられた。

《例 2》 友人から「簡単にもうかる」と投資のノウハウが入った USB 教材の購入を勧められた。別の友人を誘えば紹介料も入ると言われ、学生ローンを借りて契約するが、全くもうからず借金だけが残った。

また、情報処理推進機構[5]や国民生活センター[6]では以下のようなアドバイスを行っている。

【事例】 エステティックサービス

SNS 広告で見たすぐ体重が落ちるというサプリメント。初回 500 円で 4,000 円の商品が試せるとあったので、安いと思い 1 回限りのつもりでクリックして注文した。ところがその後 2 回目の商品が届き定期購入のコースであることがわかった。500 円だから安いと思って注文したので解約したい。

【アドバイス】

インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。「定期購入が条件となっていないか」「支払う代金の総額はいくらか」「送料」「解約、返品などに関する条件」などの契約内容をしっかり確認してから注文しましょう。購入前に、通信販売事業者の販売サイトや申込みの最終確認画面を印刷するなど、必ず控えをとっておきましょう。広告に表示された「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」などの返品特約に従うことになります。

【事例】 詐欺・模倣品サイト

SNS 上の広告で見つけた通販サイトでダウンジャケットクレジットをカードで購入した。「在庫

処分 80%OFF」とあったが、サイト内もしっかりとした作りになっており、迷わず購入してしまった。商品到着まで 1~2 週間かかると書いてあったが、あまりにも遅いため連絡を取ろうとしたが、サイト内に連絡先が見当たらなかった。後日、カード会社からの請求があった。泣き寝入りするしかないのか。

【アドバイス】

詐欺・模倣品トラブルにあわないためのチェックポイント

1. サイト内の情報を確認する。(日本語の字体・文章表現、販売価格、事業者情報、利用規約等)
2. サーバ情報を調べられるサイトで、当該サイト・サーバの情報を確認する。
3. インターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を確認する。
4. 当該サイトの運営事業者へ事前に問い合わせを行い、返信内容等を確認する。

【事例】架空請求・不当請求

スマートフォンでインターネット検索をしていたら、突然、アダルトサイトにつながり「登録完了」と表示され、30 万円請求された。画面を閉じて、相手の電話番号が繰り返し表示されて、消えない。電話をした方がよいのか？

【アドバイス】

インターネット上では、自分が情報を入力しない限り、どこの誰であるか個人の特定はされません。身に覚えのない請求に関しては、支払わない、連絡しないようにしましょう。連絡すると、言葉巧みにしつこく金銭の支払を要求され、また個人情報聞き出される危険があります。インターネットの閲覧中は、安易なクリック（タップ）をしない。請求画面が表示されたら、画面の消去を試みる。支払いには応じず、そのまま放置する。

その他にも SNS などによく見かける「その日に 10 万円を稼ぐ方法」について、例えば、LINE を追加すると「スマホを眺めるだけで月収 50 万円が稼げる」という副業案件が続々と送られてくるが、その案件というのは毎月 100 万円生活を運営・提供するオプトインアフィリエイト業者だと考えられる。このような案件の殆どは実際に稼げることはできずに、寧ろこれに登録してしまうと副業先の業者から何の実績も保証もないような有料商材を高値で購入させられるだけで、業者のお金儲けに利用されてしまうというのが実態である。これらのことから、世の中に出回っている副業案件やネットビジネスオファーは稼げないものが殆どであり、その中には詐欺まがいの物も多く、被害者が後を絶たないのが現状である。このような被害を防ぐ為には、インターネットの情報について何が正しいのか判断する力を利用者が身につけることが必要になってくる。

3章 子どもとスマートフォン

小学生のなりたい職業ランキングではユーチューバーがトップ 10 に入るようになってきている。そこで、この章ではユーチューバーの収入形態と子どもへの広がりについて考察していくと共に、子どものインターネット利用実態について述べていく。

3.1 節 ユーチューバー

子どもの目指す職業の上位にあげられるユーチューバーの収入は広告収入が基本である。ユーチューブの広告には主に 5 種類があり、再生回数・時間により料金体系は異なっている。ユーチューブ広告には人の羨望を集める単語例が多く使われており、高収入・不労所得、簡単に稼げる等の言葉には注意が必要である。他人の肩書きや言葉を簡単に信用しない、極端なお金の話をすることは信用しない、急に理不尽な支払いを要求するものは信用しない等して詐欺に引っかからないように考える必要がある。

広告の種類	費用相場	料金の条件
バンパー広告	ジャンルにより異なる	表示回数 1,000 回時点
Trueview インストリーム広告	2～25 円ほど	30 秒以上再生もしくはクリック
Trueview ディスカバリー広告	3～20 円ほど/1 クリック	動画再生ごと
アウトストリーム広告	10～500 円	表示回数 1,000 回時点
マウスヘッド広告	1 日数百万円になる場合もある	日数別もしくは表示回数 1,000 回ごと

ユーチューブ広告の種類

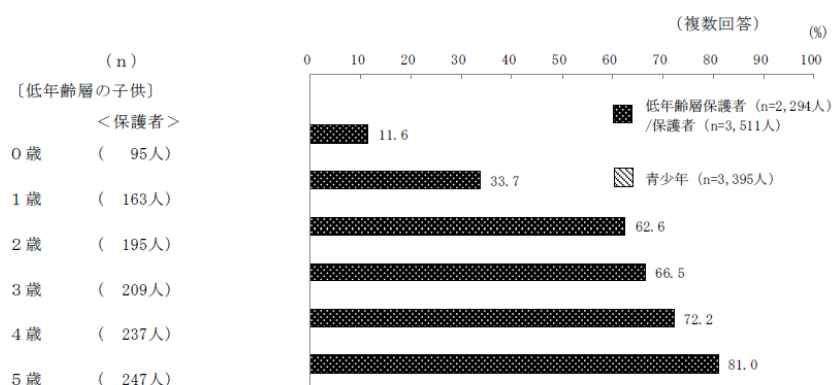
(VIDEO SQUARE[14]より引用)

また、上記の表から分かるように広告収入には再生回数が必要となる。残念なことに再生回数を伸ばすために間違った方向に行く場合があることも事実であり、社会問題となっている。

3.2 節 子どもへの広がり

下の図表は内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」による「年齢別の子どものインターネットの利用状況」の調査結果である。図表から、0 歳児からインターネットを利用しており、年齢が上がるごとに使用率が上昇していることが分かる。また、2 歳児で半数以上の子どもたちが日常的にインターネットを利用しており、「子どものインターネット接続機器の専用・共用」では 1 歳児から自分専用のスマホを使っている家庭があることが分かる。しかし、1～5 歳児の乳幼児がメールのやりとりや通話を自分だけですることは考えられず、親の利用していた古いスマホを与えていると推測される。

図表 2-3-1-1-3 年齢別の子供のインターネットの利用状況



令和 3 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

(内閣府[17]より抜粋)

まとめ

これまでみてきたように SNS は大人から子どもまで全体に広がっており、それと同時に様々なインターネットトラブルも急増して、社会経験の少ない若者の消費者トラブルが増加している。しかしながら、子どもたちの目指す職業 1 位が YouTuber であるように、情報社会を生きる子ども達には YouTube を含めた SNS は生活から切り離せないものとなっており、2 歳からインターネットを利用している現状からも分かるように、利用者の低年齢化という時代ではなく、大人だけでなく子どもにとっても SNS は共存すべき相棒、生活必需品と言えるであろう。一定の年齢層からはスマートフォントラブルを避ける為にも子どものスマートフォン利用を懸念する声もあるが、SNS が日本で普及し始めた頃に一時期問題となっていた中高年層の誤った利用の大きな要因は経験値の低さであったことも忘れてはならない。すなわち、情報社会を生きる子ども達には幼少期からスマートフォン、インターネット、SNS を早期教育として取り入れていくことで様々な情報トラブルを避けるスキルを身につけていくのであり、このような環境整備、意識改善が情報社会を構築した大人の責任ではないだろうか。

参考文献

- [1] 販促の大学「虚偽・誇大・詐欺広告による被害はどれくらいある？」
https://hansokunodaigaku.com/ad_rule/5553/ (2022 年 12 月 5 日確認)
- [2] 警察庁/特殊詐欺対策ページ
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/circumstances/> (2022 年 12 月 5 日確認)
- [4] 豊島区「若者に多い消費者トラブル」
<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2020wakamonotoraburu.html>
(2022 年 12 月 5 日確認)
- [3] 消費者庁「友達から怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意！～それってマルチかも!～」
<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/documents/030218syouthisyatyo.pdf>
(2022 年 12 月 5 日確認)
- [5] IPA 情報処理推進機構「ワンクリック請求被害への対策」
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/1click.html> (2022 年 12 月 5 日確認)
- [6] 国民生活センター「突然、アダルトサイトで「登録完了」になった！」
https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_08.html (2022 年 12 月 5 日確認)
- [7] 決算 LOG「LINE 株式会社の決算/売上/経常利益を調べ、IR 情報を徹底調査」
<https://kigyolog.com/company.php?id=218> (2022 年 12 月 5 日確認)
- [8] 副業 α「毎月 100 万円生活は YouTube 広告副業詐欺なのか？稼ぐ事はできるのか？口コミや評判を調査」
<https://cham-group.com/fukugyo/maituki-100manenn-seikatu> (2022 年 12 月 5 日確認)
- [9] ケータイ Watch「日本はスマホ料金に比べて通信品質が高い、ICT 総研調査」

- <https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/news/1265862.html> (2022 年 12 月 5 日確認)
- [10] VIDEO SQUARE 「YouTube 広告の費用は？」
- <https://crevo.jp/video-square/marketing/20210225/> (2022 年 12 月 5 日確認)
- [11] 誹謗中傷相談室「広がる誹謗中傷」
- <https://goa-support.co.jp/market.php> (2022 年 12 月 13 日確認)
- [12] 法務省「侮辱罪の法定刑の引上げについて」
- <https://www.moj.go.jp/content/001375699.pdf> (2022 年 12 月 16 日確認)
- [13] ケータイ Watch 「日本のスマホ料金は、世界と比べて安くなった——ICT 総研の調査」
- <https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/news/1383159.html> (2022 年 12 月 22 日確認)
- [14] VIDEO SQUARE 「YouTube 広告の費用は？料金の相場や仕組み、費用対効果の高めるポイントをご紹介します」
- <https://crevo.jp/video-square/marketing/20210225/> (2022 年 12 月 22 日確認)
- [15] IT Media 「2021 年、小学生のスマホ所有率がキッズケータイを上回る ドコモの調査」
- <https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/2202/28/news174.html> (2022 年 12 月 22 日確認)
- [16] PR TIMES 「スマートフォンに関する調査」
- <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001101.000007815.html> (2022 年 12 月 22 日確認)
- [17] 内閣府「令和 3 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 第 3 章低年齢層の子供の保護者調査の結果」
- https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/tyousa/r03/net-jittai/pdf/2-3-1.pdf (2023 年 1 月 12 日確認)